



裁判员制度

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。

平成21年5月までに

裁判员制度

が始まります。

これから始まる！裁判员制度

Q & A (第5回)

Q 裁判员になることを辞退することはできますか？

A 広く国民の皆さんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は、申し出をして、裁判所からそのような事情があると認められれば辞退することができます。

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限り。）
- ③ 学生または生徒
- ④ 過去5年以内に裁判员、検察審査員などを務めたことのある人
- ⑤ 過去1年以内に裁判员候補者として裁判所に行ったことのある人
- ⑥ 一定のやむを得ない理由があつて、裁判员の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人
(やむを得ない理由とは、例えば)
● 重い病気・けが ● 同居の親族の介護・養育
● 事業に著しい損害が生じるおそれがあること
● 父母の葬式など

Q 裁判员となるために仕事を休むことはできますか？また、仕事を休んだことで会社から解雇されるようなことはありませんか？

A 裁判员となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判员として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

従業員が裁判员として刑事裁判に参加しやすくするため、各企業において、裁判员になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取組が行われることが期待されます。

Q 裁判员には日当や交通費・宿泊料は支払われるのですか？

A 支払われます。具体的な金額をいくりにするか検討中です。

詳しくは、松山地方裁判所ホームページ<http://www.courts.go.jp/matsuyama/>を参考にしてください。また、ホームページ内では、各種民事手続の手続案内を行っております。あわせてご覧ください。

9月9日は救急の日

「救える命」を救うために・・・

呼吸が止まる、心臓が止まる。それは人間の生死にかかわる非常に危険な状態です。

その場に居合わせた人ができるだけ早く119番に通報すると同時に、救急車が到着するまでの間、心肺蘇生などの応急手当を行う。そして救急隊がそれを引き継ぎ、より高度な救急救命処置を行いながら、医療機関に搬送する。この「救命の連鎖」を途切れなく、できるだけ早く、つないでいくことが重要です。

普通救命講習会

(AED講習を含みます)

消防署では、誰でも気軽に参加できる講習会を毎月開催しています。

【日時】毎月第2日曜日 9時～12時

【場所】宇和島消防本部

鬼北消防署でも講習会を受講できます。日時は、受講者の希望に合わせて実施できますのでお問い合わせください。

【問合せ先】鬼北消防署 救急係まで

☎45-2461